

候得共、未御幼稚ニ候故、緋宮御方櫻町踐祚、暫御在位被爲、在候様ニ御治定被仰出事、

同廿一日壬午、

一自頭辨資枝朝臣御教書到來、記于左、

來廿七日、可有踐祚、任何可被催沙汰之狀如件、

七月廿一日

中辨判

四位史殿

上リ刻限、辰一點候也、

〔浚明院殿御實記六〕寶曆十二年七月廿四日、この廿一日、主上櫻町崩御の訃來、よりて音樂停廢五

日、八月三日、親王桃園御幼稚にましませばしほのほど、緋宮櫻町院第二皇女御踐祚し給ふ

よし仰出さる、

〔野史十八後櫻町〕寶曆十二年七月、桃園帝大漸、群臣議、以英仁親王桃園猶幼稚、因明正帝故事、決迎天

皇、

〔日本書紀十五顯宗〕五年正月、白髮天皇清寧崩、是月皇太子億計王仁賢與天皇讓位久而不決、由是天

皇姉、飯豐青皇女、於忍海角刺宮、臨朝秉政、自稱忍海飯豐青尊、

〔古事記下清寧〕故天皇崩後、無可治天下之王也、於是問日繼所知之王也、市邊忍齒別王之妹、忍海郎

女、亦名飯豐王、坐葛城忍海之高木角刺宮也、

〔古事記傳四十三〕此皇女の御事、書紀には顯宗卷に、天皇姉、飯豐青皇女とありて、其卷初分注に

も押磐皇子の御子とせり、是は甚紛らはしきを其故は此皇女は、既に履中卷に押羽皇子の御

るを、顯宗卷に至て、忽かほりて其御つらゝ考るに、書紀は此記とは傳の異なるにて、書紀の

傳は、飯豐皇女は、かの履中天皇の御子の、青海皇女とは別なるなり、然るをかの青海皇女の分